

IV 会員が実施する重点事項

1 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」及び「建設業労働災害防止規程」の遵守

会員が実施すべき重点事項を定めた「第8次計画」及び建設業における自主的な労働災害防止の基準として定めた「災防規程」の趣旨をよく理解し、毎年度発行される「実施事項」と共にその遵守に努める。

2 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立を図る。
- (2) 店社及び作業所の年度安全衛生計画を策定し、推進する。
- (3) 店社における作業所の安全指導、支援体制を確立する。
- (4) 工事計画段階における安全性の確保及び事前審査体制を確立する。
- (5) 中小規模作業所における統括安全衛生管理体制の徹底を図る。
- (6) 作業所において「職長会」を組織する等、事業者の自主的な安全衛生活動を支援する。

3 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) 「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づいて事業場内の体制を整備し、施工計画書(作業計画書・作業手順書を含む)作成時におけるリスクアセスメントを確実に実施する。
- (2) リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報を入手し、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打合せに反映し、その実施を確認する。
- (3) 作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対し、必要な情報(SDS等)を入手し、リスクアセスメントを実施する。
- (4) リスクアセスメントを実施する能力を有する労働者を養成する。
- (5) リスク低減措置を実施するための安全衛生経費の確保に努める。

4 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の導入と実施

- (1) 建設企業の安全衛生管理を経営管理の中に組織的かつ計画的に取り組むため、コスモスガイドラインに基づくシステムを導入し、その実施を図る。
- (2) 現状の安全衛生管理活動をコスモスのシステムに取り込み、経営トップ等と労働者が一体となってシステムの実施、定着を図る。
- (3) 労働者に対してコスモスガイドラインに基づくシステムの教育を行うと共に、システム構築担当者、システム監査者に対して、その職務に対応した専門の知識・能力を付与する。
- (4) コスモスガイドラインに基づくシステムの適切な実施、システムによる安全衛生管理の充実等を図るために、「コスモス認定」を受け、その後、更新を行う。

5 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の実施

協会が主唱する三大災害(墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害)絶滅運動に参加し、実効ある労働災害防止活動を展開すると共に、以下の対策の徹底を図る。

- (1) 三大災害絶滅のための共通対策
 - ① 作業計画時等におけるリスクアセスメントの確実な実施
 - ② リスクアセスメントの実施結果により、危険な作業の廃止や変更及びより安全な作業方法への変更

- ③ より安全な機材の使用
- ④ 安全点検の確実な実施
- ⑤ 作業手順の確立と遵守
- ⑥ 表示等による注意喚起（危険の見える化等の推進）
- ⑦ 作業に即した安全衛生教育の充実
- ⑧ 危険予知活動のマンネリ化の防止
- ⑨ 安全衛生保護具の着用と正しい使用

(2) 墜落・転落災害防止対策

建設業における死亡災害、休業4日以上死傷災害で最も大きな割合を占める墜落・転落による労働災害の防止に向け、「第8次計画」期間中の8月1日から9月10日までの期間を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」として、墜落・転落災害の撲滅に向けて重点的に取り組むと共に、墜落・転落の可能性のある全ての場所で以下の重点対策を実施する。

- ① 各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」を考慮した対策の実施
- ② 低層住宅工事等では「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
- ③ 高所作業時における墜落抑止用器具の構造は、原則としてフルハーネス型を使用

(3) 建設機械・クレーン等による災害防止対策

- ① 各建設機械の種類ごとの安全対策の充実
- ② センサー機能による危険感知システムや転倒時等における運転者の防護装置（ROPS）等の採用等、建設機械・クレーン等の本質安全化の推進
- ③ 周辺作業員への危険体験教育等（運転席での死角の確認等）の実施
- ④ 運転席でのシートベルトの完全着用

(4) 斜面崩壊災害防止対策

- ① 小規模掘削工事での「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
- ② 斜面の掘削工事での「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づく対策の実施

(5) 交通労働災害防止対策

- ① 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- ② 事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通危険マップ等による危険情報の共有
- ③ 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等の計画的な実施

(6) 石綿障害予防対策の徹底

- ① 建築物の解体工事において、解体物の石綿使用の有無に対する事前調査の確実な実施
- ② 調査結果に基づき石綿使用が確認された場合の、「労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた対策の確実な実施
- ③ 石綿等を取り扱う作業における、石綿作業主任者の選任とその直接指揮
- ④ 石綿等の含有レベルに適合した電動ファン付呼吸用保護具や保護衣等の使用
- ⑤ 周辺住民への石綿ばく露防止のため、適切な作業方法の遵守
- ⑥ 上記等の対策について発注者にも理解を求め、必要な安全衛生経費の計上

(7) 熱中症予防対策の徹底

夏季を中心に建設工事現場で熱中症が多発しており、予防のためには夏を迎える早い段階から対策を講じることが重要であることから、次の予防対策等の徹底を図る。

- ① 作業員に対して、行政通達に基づく「熱中症予防のための労働衛生教育」の実施

- ② 予防対策、緊急時の措置、予防のための用品等の取り扱い方法の徹底
- ③ 夏季の作業時における空調服・クールベストの導入等の実施
- ④ 屋外作業において、直射日光を遮ることのできる日よけ等の設置及び涼しい休憩場所や体を冷やすことのできる設備の設置
- ⑤ JIS規格に適合したWBGT値測定器による測定結果に基づく、適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労回復を図ると共に、十分な水分・塩分の補給ができるよう冷水やスポーツドリンク等の飲料水の常備
- ⑥ 直近の健康診断の結果から作業者の日常の健康状態を把握すると共に、作業中は、作業者の健康状態に異常がないか確認のための巡視の徹底

6 工事別労働災害防止対策の実施

建設工事の施工にあたっては、その工事の特性に応じた有効な労働災害防止対策を講じると共に、ICTを活用した労働災害防止対策や年度ごとに策定される「建設業労働災害防止対策実施事項」に基づき、各工事に対応した実効ある労働災害防止対策の推進を図る。

7 安全衛生教育の徹底

管理監督者から第一線の作業員まで、一貫した安全衛生教育を実施するため、労働者に対する安全衛生教育の実施体制を整備し、安全衛生教育計画を作成のうえ、各級各層における安全衛生教育を実施する。特に、ICTの急速な発展や、作業者の高齢化の進展等、建設業の特性を考慮した教育を推進する必要がある。

- (1) 労働者に対するリスクアセスメント教育を確実に実施する。
- (2) 職長・安全衛生責任者や作業主任者等に対する能力向上教育を推進する。
- (3) 建設業における労働災害による死亡者の約半数が、新規入場から1週間以内であることから「雇い入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」の確実な実施と充実を図る。
- (4) 各支部が実施する技能講習や特別教育、建設従事者教育等を積極的に受講し、施工時の技能と安全衛生意識を兼ね備えた人材を育成する。

8 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底

- (1) 長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外労働・休日労働の削減、週休二日制の導入、年次有給休暇の取得促進に努める。
- (2) 長時間労働による疲労が認められる労働者に対しては、産業医等の医師による面接指導の徹底を図る。
- (3) 職場におけるメンタルヘルス相談体制の整備を図り、担当者の配置や専門機関の有効な活用を図る。
- (4) 法定の各種健康診断を確実に実施し、その結果に基づいて就業上の措置の徹底を図る。
- (5) 建設工事現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取組みを実施する。

9 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

- (1) 工期が限られ、複数の事業者が混在して輻輳作業となるため、協議組織の適切な運営、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底、作業の種類に応じた作業主任者、作業指揮者の選任、特別教育の実施等の徹底を図る。また、建設業に不慣れな新規入職者のため、雇い入れ時等の安全衛生教育の実施を徹底する。

- (2) 車両系建設機械を用いて行う作業では、あらかじめ作業場所の地形や地質等を調査し、その結果を反映させた作業計画（車両系建設機械を無線による遠隔操作にする ICT 施工等）を作成し、これに基づき作業を実施する。
- (3) 緊急対策として、雨漏り防止のための屋根作業や屋上作業などの高所作業で作業床の設置が困難な場合は、防網の設置、墜落抑止用器具の使用等、作業者の墜落による危険を防止するための措置の徹底を図る。
- (4) 建築物等の解体工事に伴う粉じん飛散防止対策として、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等の対策の徹底を図る。また、事前調査の結果、石綿等が使用されている場合は、「石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づき対策を講じる。

10 職業性疾病の予防対策の徹底

- (1) 腰痛予防対策については、平成 25 年 6 月に改正された「腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底を図ると共に、労働衛生教育、腰痛予防体操等を推進する。
- (2) 酸素欠乏症等の予防対策については、酸素欠乏症及び硫化水素中毒の危険性又は有害性等に対する教育をはじめ、作業主任者の配置、特別教育受講者による作業の実施、作業場所の酸素濃度等の測定、十分な換気の実施等、「見えない危険」に対する予防措置を確実にを行う。
- (3) 一酸化炭素による中毒の予防対策については、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」により、濃度測定及びその結果に基づく換気等の対策の徹底を図る。
- (4) 有機溶剤等、建設事業所で使用される法定の各種化学物質については、使用前に必ず協会のホームページ等を利用し、「化学物質のリスクアセスメント」を行い、その結果を従事者と共有すると共に、必要な場合はリスク低減措置を行う。
- (5) 振動・騒音障害の予防対策については、それぞれの障害予防のための指針等に基づいて、労働衛生管理の徹底を図る。振動障害予防については、低振動工具の選定や振動ばく露時間の抑制、防振手袋の使用等を、騒音障害予防については、工法の選定や適切な保護具（耳栓）の使用等により、障害防止措置を行う。
- (6) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策について、「第 9 次粉じん障害防止総合対策」を推進すると共に、トンネル建設工事等に従事する労働者の粉じん障害防止対策についても、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（建災防発行）に基づき、粉じんばく露の低減を図ると共に、電動ファン付呼吸用保護具の使用の励行と健康診断の実施の徹底を図る。
- (7) ずい道等建設工事を施工する事業場においては、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対策の充実を図るため、協会が構築する「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者の健康管理情報や有害業務従事歴等を登録し、一元管理の推進を図る。

11 快適な職場環境の形成

- (1) 建設現場における働きやすい快適な職場環境の形成のため、施工計画段階から職場の快適化施策を盛り込み、実践する。特に中小規模の工事現場における職場の快適化を推進する。
- (2) 転倒災害や腰痛が増加する高齢労働者や女性労働者の増加に配慮した快適職場の確立、作業環境と作業方法の改善及び疲労回復支援施設や職場生活支援施設の配備等の充実を図る。
- (3) 受動喫煙防止対策として、受動喫煙の健康への有害性に関する理解を深めるための教育啓発のほか、事務室・休憩所等での禁煙または空間分煙等の導入など、受動喫煙防止対策の徹底を図る。

12 安全衛生大会等、集合形式による安全衛生活動の実施

安全衛生推進大会の開催、元請または協力会、各安全衛生団体が主催する安全衛生推進大会への積極的な参加により、安全衛生意識の高揚を図る。

- (1) 各建設企業における安全衛生推進大会の開催
- (2) 本部が主催する全国建設業労働災害防止大会への積極的な参加
- (3) 各支部・分会等が主催する労働災害防止大会への積極的な参加